

平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名	株式会社ドリコム
代 表 者 名	代表取締役社長 内藤 裕紀
コ ー ド 番 号	3793 (東証マザーズ)
問 合 せ 先	財経本部長 後藤 英紀
電 話 番 号	03 - 6682 - 5700

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)による改正後の会社法(以下当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)により導入される監査等委員設置会社に移行する方針を決定いたしました。したがって、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 14 期定時株主総会に定款の一部変更の件を付議することについても決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事異動に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化することによってコーポレート・ガバナンスを充実させるとともに、経営の効率化を図ることを目的としています。

(2) 移行の時期

平成 27 年 6 月 23 日に開催を予定している当社第 14 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただいた後、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 改正会社法が平成 27 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、新たに創設される監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- ② 当社は連結計算書類作成会社となりましたので、連結計算書類をインターネット開示の対象とすることを可能とするための規定変更を行います。
- ③ 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、取締役がその期待される役割を十分に発揮することができるようにするための規定変更を行います。
- ④ 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を株主総会決議のみならず、取締役会決議により行うこととなる旨の規定を新設します。
- ⑤ その他、上記変更に伴う文言、条数の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	改 正 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)

<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第9条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第10条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会及び代表取締役</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社に取締役<u>3名以上</u>を置く。</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第9条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役、取締役会及び代表取締役</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当社に取締役<u>4名以上</u>を置く。</p> <p>2 <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u></p>
--	--

<p>(選任) 第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益、<u>(以</u></p>	<p>(選任) 第18条 取締役は<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第19条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第20条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第23条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監</p>
--	--

<p><u>下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(員数)</u> 第28条 <u>当社の監査役は3名以上を置く。</u></p> <p><u>(選任)</u> 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項の賠償責任について同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の権限)</u> 第28条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>(任期)</u></p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第31条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第32条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任について同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p>第36条 <u>監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>(監査役会規程)</u> 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p><u>(期末配当の基準日)</u> 第39条 <u>当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し剰余金の配当をすることができる。</u> 2 <u>前項のほか、基準日を定めて、剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>(中間配当)</u> 第40条 <u>当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第41条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第32条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第33条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第34条 (現行どおり)</p>
---	--

(新設)	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>附則 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第1期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
------	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成27年6月23日
定款変更の効力発生日（予定）	平成27年6月23日

以 上